

日比野 寛の体育思想に関わる一考察 — 「日本臣道論」と体育論との関連について —

The study on Yutaka HIBINO's thought of physical educations
— about relation between "nihon-shintou-ron" and his theory of physical educations —

秦 真 人*

Mahito HATA *

The purpose of this study was to explain a part of the following viewpoint:

- 1) Theoretical structure and characteristic of his theory.
- 2) The relation between "nihon-shintou-ron" and his theory of physical educations.

This study was investigated by analyzing the "GAKURIN" (magazin of GAKUYUKAI) and newspaper in the Meiji-showa era.

As a results of this study, it made clear that the relation between his "nihon-shintou-ron" and his theory of physical educations.

はじめに

本研究の対象である日比野 寛 (1866年～1950年) については、秦による先行研究「日比野寛のスポーツ競技観についての一考察」¹⁾においてすでに略歴を記しているように、彼は1899 (明治32)年7月から1917 (大正6)年3月までの約18年間、愛知県立第一中学校 (現在:愛知県立旭丘高校、以下愛知一中と略す)の校長として「運動主義」を中心に独自の教育活動を展開し、全国的に中学校体育経営の範型を示した人物である。そして日比野がおこなった中学校経営については、単に愛知一中のみならず、東海地方、さらには全国的にも評価されていたところにその歴史的意義を有するものであった。

彼の体育論に関する先行研究としては、上記拙著の他に木村吉次による「日比野寛の体育論と体育経営」²⁾における検討とがある。

そして両先行研究の中でも論じているように、日比野の体育論、及び教育論の根本的な思想的土台となっているのが、彼の提唱による「日本臣道論」であった。しかしながら、この日本臣道論と彼の体育論との関連については、これまでその重要性を強く指摘されているにもかかわらず、ごく簡単に紹介されているにすぎない。たとえば木村は、日比野の体育論の中で「いま一つの要素としてみのがせないのは彼のナショナリズムである。(中略)彼は体・智・徳の三者の発達を企図したわけだが、その徳育は当然彼の日本臣道論によって基礎づけられている。そしてこの徳育と体育とが関連するとき、彼のナショナリズムは天皇絶対主義に立った、国家主義思想として表現され、その立場から体育が意味づけられる。それは、ほとんど教育勅語の思想に一致するものであった。」³⁾と指摘してはいるが、その根拠となった史料として「体育要論」⁴⁾と「運動及び競技」⁵⁾の二点の論説中

* 愛知学泉大学

* Aichi Gakusen University

の一部が引用として挙げられているにとどまっている。

そこで本研究では両先行研究をふまえて日比野の思想の中心的な位置にあった「日本臣道論」と体育論との関係にのみ焦点を当て、愛知一中の学友会雑誌『學林』を中心とした約80余りの日比野が記した論説と新聞史料などの原史料に基づいて、再度この関連について分析・確認し、その理論的深化をはかろうとするものである。

1. 「日本臣道(新)論」の背景

わが国は明治期以来、資本主義の急速な発達が進むことによって、自由競争による経済基盤のもとに、軍事的・経済的な対外進出の土壌が形成されていった。当時の文部大臣森有礼は国際情勢から生ずる危機意識を背景に、「生徒其人ノ爲ニ非スシテ國家ノ爲ニスル」⁶⁾のが教育であると説く。また、1889(明治22)年の「大日本帝国憲法」、及び「皇室典範」の発布とともに翌1890(明治23)年には忠孝主義に基づく「教育ニ関スル勅語」⁷⁾いわゆる「教育勅語」が渙発されて、日本の教育は益々ナショナリズムの基調を高めていく。そして忠君愛国的国民道徳が教育の基本となり、個人の幸福は国家に依存し、富国は強兵に依存するという論理から、体育の必要性が叫ばれる時代に入ってしまった。そのような状況の中で、最も端的に学校体育の中に導入されたのが兵式体操である。それは「嚴肅ナル規律ヲ勵行シテ體育ノ發達ヲ致シ學生ヲシテ武毅順良ノ中ニ感化成長セシメ、以テ忠君愛國ノ精神涵養シ嘗艱忍難ノ氣力ヲ渙發セシメ、他日人ト成リ微サレテ兵トナルニ於テハ其效果ノ著シキモノ」⁸⁾であり、「臣民ヲシテ實ニ護國ノ大任アルヲ知ラシメ漸ク尚武ノ志ヲ養フニ足ル、國家萬一事アルノ日其精忠勇悍ナル敢テ疑ヲ容レサルモノ」⁹⁾であるとして忠君愛国の思想的心情を鼓吹し、軍事的目的の実践を目指したものであった。

そして1894(明治27)年の日清戦争以降、高等教育機関に学ぶ学生達に芽生えた近代的な個

性と自覚とは、上からの「道義の荒廃」とか「学生風紀の紊乱」とかということばによって強く規制されていく。この上からの抑圧と下からの抵抗とが未成熟なたちで教育に現れたのが「学校騒動」「風紀紊乱」であり、日比野が赴任した1889(明治32)年当時の愛知一中もまさにこのような状況下にあった。先行研究にも記載したように、彼が愛知一中の校長に就任したのは三十四歳のときであり、当時の愛知一中は「風紀の退廃その極に達し、生徒のストライキは日常茶飯事と化していた観があった。そして、実際は誰も校長を引き受けるものがないというのが実情であった」¹⁰⁾といわれている。しかしながら日比野は校長就任と同時に、そのような状況を打開するための方法として独自の「中学管理私見」¹¹⁾を公表し、その後の体育を中心とする学校経営のやり方の規範を示し、その実行に着手した。

さらに翌1890(明治33)年には道徳教育(或いは徳育)の規範となるべく公表したのが「日本臣道新論」¹²⁾であった。後年日比野は「修身書を各種あつめて閲讀してみるに、日本修身書としたのが一つもない、日本の修身書は日本人独自の修身書でなければならぬ、日本人独自の修身書は、即ち日本臣民としての道を教へるものでなければならぬ、日本臣民の道は君に忠義を尽すこと以外にはない。しかるに一般の修身教科書の説くところは、えらい人になれ、天下を平げよ、國を治めよ、である。中學生全体にかやうな修身を説いてゐる。もしこの修身書によつて教へられた通りにしたら日本はどうなるか、まことに危険といふ外はない。私は、今日の言葉でいふ思想國難を苦慮した結果、日本君臣の大義名分を明かにし、臣下の道とは何かといふことを説述して、これを一中の修身書にしようと思ひ立つた。これが『日本臣道論』を著述した所以である。私は一面これを生徒の文章の規範にするつもりで、できるだけ琢磨推敲を加へたのである」¹³⁾と述べているように、彼は愛知一中の校長になった当時の倫理の大本を授くべき、修身教科書の根本的な誤謬があるを発見し深くも憂ひてこれを作るに至ったとある。

この「日本臣道論」については、その後愛知一中の校友会雑誌『學林』の50号（明治33年7月）から58号（明治37年7月）までの中において、

「続日本臣道新論」¹⁴⁾

「忠孝本論」¹⁵⁾

「夫婦の和」¹⁶⁾

「博愛」¹⁷⁾

「朋友の信」

「兄弟の友」

「恭儉」

「義勇」

「習業」¹⁸⁾

「智能の啓発」

「徳器の成就」

「公益」

「世務」¹⁹⁾

「國憲」

「億兆の心」

「済美」

「修學」

「國体の精華」²⁰⁾

「國法」

「教育の淵源」

「肇國」

「樹徳」

「皇運」²¹⁾

「斯道」

「忠」

「孝」

「日本帝國の臣道」²²⁾

という題字のもとに日本臣道新論続として合計27遍の続編を綴る。そして1894（明治37）年には教科書「日本臣道論」という題名で出版し、県下の全小学校に贈られたとのことである²³⁾。

2. 「日本臣道論」と日比野の体育論

(1) 日本臣道論

では臣道論とはどのようなものであったかということを次に記す。

日比野はこの臣道論の中で「日本臣民の守る

べき道は實に忠の一點にあり日本臣民の守るべき道は忠を外にして他あるべきにあらず忠とは皇家を恒久に奉戴するにありて尊皇愛國の大義至正に外ならざるが故に忠は實に日本臣民の生命にして又骨髓たらざるべからざる也吾人は此確信よりして日本人の倫理は忠を唯一の基礎とせざるべからず父母に孝に兄弟に友に夫婦相和し朋友相信じ博愛衆に及ぼすは何れも忠を盡くすべき方法たるべきが故に數者本末の順序を明にして以て忠心を匡厲し孝友和信を勸奨せざるべからず」²⁴⁾とし、「第一 皇室典範、第二 憲法、第三 勅語、の三者を以て吾人の所謂日本臣道世人の所謂修身若くは倫理の型範となさざるべからざる也」²⁵⁾と説いています。

すなわち日比野の道徳論は、「忠」を絶対化する国家主義思想の立場から展開された論理であり、教育勅語の思想を体現したものであります。そしてこの「日本臣道論」は、当時学習院長となった乃木希典に愛読され、ついには「速座に日本という國が根本的にわかる本・日本という國を教えるための絶好の書」²⁶⁾として、英訳されケンブリッジ大学から英語版が出版された。

(2) 日比野の体育論の中の臣道思想

一方、日比野は彼の体育論の中で運動の目的の一つとして「運動は忠實、勤勉、細心、膽大、紀律、節義、聰明、仁愛、禮讓、協同、秩序、恭儉等の美徳を適切に發達せしむるものにして病羸怯懦愚昧粗暴等の惡徳に侵されざるは運動の眞意義なることを會得すべし」²⁷⁾としている。また「博愛、恭儉、謙讓、寛厚、堅忍、快活、機敏等は日本帝國臣民に必要な美徳にして吾人學生はこの美徳を運動及運動競技によりて修養するものなることを常に念頭に銘せよ」²⁸⁾と日比野は「運動及び運動競技に関する注意」の中で臣道論との関連から説いていることは先行研究の中でもすでに紹介しているところである²⁹⁾。

そしてその他の日比野の論説の中で、同様に臣道思想をうかがわせる体育論と思われる部分を箇条的に抜粋していくと、以下のようなものがあげられる。

1) 「運動世界の學生は即ち勉強界の學生たり勉強界の學生は即ち運動界の學生たることを得るに至らば吾人又何をか言わんや吾人現時の情況に應じて克く此良能を全ふし以て他日國家の良材たる基礎を今日に營爲せんことは吾人の第一要義として瞬時も忘るべからざるものたるなり是れ誠に吾人の誓つて盡くすべき唯一の責務たれば也噫羨むべきは運動世界の眞正なる學生なるかな噫羨むべきは勉強世界の眞正なる學生かな」³⁰⁾

2) 「身體の健全は、豈に徒に健全なる精神を宿らしむるが爲めのみならんや。之れを他にして尚ほ其要あるを知らざるべからず。それ健全なる身體を國家に捧ぐるは、吾人忠良なる臣民の切なる願望ならざるべからず。(中略) 健康は百事を爲すの基礎、身體にして健全ならずんば、高邁卓絶の見識も之を施すに由なき也」³¹⁾

3) 「運動の効は…嘗に體育に有益なるのみならず、専心一意の徳を養つたり、諸妄念を除却する杯は言ふに及ばず、絶大の實益と趣味とを與ふるものでありまして、世の青年子女、あ、發展的國運に應ぜんとする帝國の青年子女は、運動なることを、強く且つ深く念頭に刻み置かかねばならぬのであります。これ實に予の切に青年子女に勧めんと欲する所の衷情であります」³²⁾

4) 「吾人は終始一貫して、この堅實剛健の身體と精神とを養成せんが爲に、体育運動の必要を唱道し、体育運動の勵行を推奨す。吾人が信ずる所によれば、体育運動は興國的元氣を養ふ最良の方法なり、最善の手段なり。豈最良と最善とのみならず、また最近最便の手段方法也。積極的に最良最善最近最便の手段方法なるのみならず、消極的に云ふも、青年時代に於て陥り易き不良傾向より遠ざかる安全瓣なり。

學生の運動は心身の機能を健全ならしめ、身體を強壯にし、意力を堅實にし、理想を高尚にし、情操を優雅にするにあり。運動の爲に運動するのは吾人の望む所に非ず、吾人が所謂運動の目的は、堅實剛健なる身體を養成し、堅實剛健なる精神を鍛錬するに存すればなり。運動は忠實の徳を養ふ…又運動は勤勉の徳を養ふ、…

又運動は忍耐の風を養ふ、…又運動は禮讓の風を養ふ、又運動は細心膽大にして機敏なる性格を養ふ、…又運動は不撓不屈にして剛毅なる性格を養ふ、…又運動は紀律的協同的精神を養ふ、…又運動は質實儉素の良習慣を養ふ…學生の運動は、學生の品位を確保するものたらざるべからず、若し誤りて學生の品位を失墜せんか、是れ素行が所謂好む所に奪はれたるものにして、決して吾人が運動の眞意にあらざる也」³³⁾

5) 「羅馬は一日にして成らず、國家百年の大計、諸子に待つ所のもの、重にして且つ大なり。諸子の歩趨をして確乎たらしめよ、確乎として永遠なるものたらしめよ。永遠にして確乎たるは、一時一事を爲す者獨り之を善くす、一時一事を爲すは集注力の養成に依る、若し夫れ集注力の養成に至りては、吾人は青年學生に對して、其最良法たる運動を推奨す。よく遊びよく學ぶの語、諸子肝に銘して忘るゝ事勿れ」³⁴⁾

6) 「學徒たる者は、學問と運動との別なく、輒もすれば陥り易き弊竇に近く事なく、よくその全效を取むるに遺算なきを期せざるべからざるなり。學問と運動と兩々相合して、その全效を収め、その徳は修められ、その智は磨かれ、その体は鍛はれ、ここに三者の大成を得ば、即ち是れ、吾人が要求する所の、強壯有爲なる忠良の日本臣民たるに於て、缺くべからざる資格の具備せられたるものならずや。嗚呼、流丸は颯に止り、流言は智者に止る、吾人は、世の識者と共に、益々體育運動の必要を鼓舞し、一部蒙者の陋説を打破して、渾圓球上一ありて二なき帝國の國家に貢獻し、旭日旗の光彩を、愈々寰宇に燦然たらしむる、忠良剛健の日本臣民を養成せんと欲して止む能はざる者たるなり」³⁵⁾

7) 「吾人生れて世に出づ、何人か健康を欲せざる、又何人か活動を欲せざる。健康と活動とは、吾人の最大なる且つ絶対なる欲求にあらずして何ぞ。

苟も生を此世に稟くる吾人は、眞に健康名らんことを恒常の欲求とすれども、吾人は徒らに健康のみ望むものにあらず、健康にして大に活動せんことを切望し、活動せんがために健康ならんことを欲するなり。活動なき健康は、吾人

にとりて全く無意味なり。

我が帝國の將來に於ける中堅國民たらざるべからざる現時の青年學生は、其活動に資せんが爲めに健康ならざるべからず。即ち現時の青年學生は、如何にして健康なるを得るか、如何にして活動をするを得るかの二箇の大問題を荷へるものと謂はざるべからず。この二問題を是非とも解決して、真正に青年學生たり中堅國民たるの責務を盡くし、名譽を全くすることに、日夜の努力を積まざるべからざるにあらずや。

其體力を増進し其學力を琢磨して遺憾なくんば、冀くは以て未來の中堅國民たるに恥ぢざるべし。體力にも優れ學力にも勝れる青年學生たらんことは、青年學生全部の冀望にして、真正の中堅國民たらんことは、青年學生全部の抱負たるべし。世の青年學生指導啓發の任に當れる教育者及先輩は、斷へず思を此處に致さざるべからず」³⁶⁾

8) 「吾人が信ずる所によれば、体育運動は興國の元氣を養ふ最良の方法なり、最善の手段なり。豈最良と最善とのみならず、また最近最便の手段方法也。運動は忠實の徳を養ふ」³⁷⁾

9) 「世に智育、徳育、體育の三を擧げて教育の三綱目となす者ありと雖も、體育は素是れ前二者の基礎を爲すものたり、即ち智育、徳育は體育の健全なる礎上に建設せらるべきものと見るべく國家文明の重事たる教育の基礎として體育が日を逐うて重視せらるゝは良に所以ありといはざるべからざるなり。(中略) 苟も體育をなす者は緻密なる用意と周到なる工夫あることを要し、何よりも先づ其目的として身心兩者の最も健全に發達完備せる我帝國臣民を大成せんが爲めの雄大壯烈なるものなることを自覺し、この自覺によりて蹶然起ちて體育に従事する者ならざるべからず」³⁸⁾といったものがあげらる。

これらを見ると、まさに臣道論に基づく徳育的内容が体育論の中で強調されていることがうかがわれる。そしてそれは富国強兵時代の忠を絶対とする臣民を養成することと深く結びついていたといえる。

おわりに

以上のように日比野の体育論は、日本の近代史の展開過程を貫く歴史的な条件と深く関わるものであった。それは明治期以来、資本主義の急速な発展があり、その経済的基盤のうえに、絶対主義的な天皇制の政治機構を機軸とする特有の権力構造が確立し、そのもとで「忠君愛國」の天皇制イデオロギーに基づく国民統治が強力に推し進められていく過程である。このことは「世界的にみて、19世紀の体育がナショナルリズムを背景として、軍事訓練と密接な関係をもったことは共通の現象である。」³⁹⁾と岸野が指摘しているところとも符合するところであるが、明治期から大正期に見られた体育・スポーツ論の多くは、究極的にはナショナルリズムの論理に収斂されていったところにその基本的な特徴があった。そしてスポーツにおける道徳的規範が重視されたのも、このような状況を鋭く反映したものであり、日比野の思想もまさにこのような背景のもとに、そのもっとも典型として「日本臣道論」を自ら確立し、体育論の中にも反映していったといえるであろう。

以上のことは、すでに木村が先行研究のなかで日比野の理念として「生徒の紊亂の真因は封建制から近代国家への過渡期における新旧思想の対立にあるとみた彼の認識の背景には列強の国際的競争の進化論があり、国家富強の論理があった。彼の体育理念も究極においては忠を絶対的とする彼の日本臣道論に結合する」と指摘し、さらに「『活動の人物』を理想の人間像とした彼の教育は、課外体育を意識的に学校改革、経営管理の一大支柱とする強力な実践に展開し、学校体育史上の先駆的な事例となったものである。」⁴⁰⁾と分析しているところでもある。そして、本研究では改めて木村の指摘の前半に当たる部分を原史料を通じて再確認ができたことをここに記すものである。

最後に、今回は詳細な検討を加えることが出来なかったが、日比野があえて「体育論」と題して論述している論説があるので、本研究との関連部分に下線を付し、ここに史料として提示

しておく。

史 料
「體育論（端書ニカエテ）」

ソレ運動ハ體育ニ資スルノミナラズ、又更ニ青年ニ、青年ノ生命ヲ與フモノタリヲ信ズ。然リ、運動ハ、獨青年ニノミ必要ナルモノニアラズト雖モ、青年學生ニトリテ、特ニ運動ノ必要ナルハ、實際青年學生ノ指導訓練ノ任ニ膺レル者ノ、齊シク切ニ感ジツ、アル所ナルモ、我輩ハ特ニ此感想尤モ深キモノナルヲ、茲ニ告白セントス。而カモ、現ニ實務ヲ執ル上ニ於テ、益々自己ノ誤レルニアラザルヲ實際ニ徴シツ、青年學生ヲ大成スルニ努力シツ、アル時ニ方リ、體育運動ニ向ヒテ、近年頓ニ高調トナレル世潮ノ間ニ立チテ、體育論一篇ヲ世ニ公ニスルハ、洵ニ衷情喜悅ニ堪ヘザル所ナリ

蕞爾タル東海ノ一孤島、國ヲ開イテ星霜僅ニ四十、日新ノ進運駸々トシテ底止スル所ヲ知ラズ、今ヤ世界列強ノ第一班ニ伍シ、國光燦然トシテ八表ニ輝キ、國威隆乎トシテ四海ニ振ヒ、萬邦ノ輿衆、或ハ目シテ文明史上ノ奇蹟ト爲サントスルモノ、豈ニ是レ我帝國現下ノ状態ニ非ズヤ。

然リ、是レ我帝國現下ノ状態ナリ。而シテ日一日激甚ヲ加フル世界ノ生存競争場裡ニ處シ、刻一刻紛糾ヲ極ムル社會ノ活舞臺ニ立チ、遠謀宏圖、善ク永遠ノ優強ヲ保持シ、施設畫策眞ニ當面ノ機宜ニ適フニ得、彼ノ燦然タルモノヲシテ益々燦然タラシメ、彼ノ隆乎タルモノヲシテ愈々隆乎タラシムルハ、實ニコレ新興帝國未來ノ支持者タル青年ニ待タザルベカラズ。青年ノ責任此ニ於テカ至重至大ナリト謂フベキナリ。

夫レ百里ニ適ク者ハ宿ニ糧ヲ舂キ、千里ニ適ク者ハ三月糧ヲ聚ム。大厦ハ柱楹ノ大ナルヲ要シ、高樓ハ礎石ノ大ナルヲ要ス。至重至大ナル責任者ハ、亦至精至深ナル修養者ナラザルベカラザルナリ。

圓滿ナル教育ハ、固ヨリ徳智體ノ圓滿ナル發達ヲ理想トシ、三者一ヲモ缺クベカラザルハ、敢テ絮説ヲ須キズ。近時學校教育ニ於テ、運動

獎勵ノ聲、漸ク盛ヲ加フト雖モ、猶ホ一般ニ、徳智兩育ニ比シテ、動モスレバ體育ノ閑却セラレ易キ傾向アルヲ免レズ。社會ガ此ニ對スル態度ハ、一層吾人ノ慊焉タル能ハザルモノアリ。吾人ハ之ヲ以テ、決シテ等閑視スベカラザル惡弊ナリト、斷言スルニ躊躇セザル也。

「健全ナル精神ハ、健全ナル身體ニ宿ル」。コハコレ古キ格言ナリ。而シテ屢バ繰リ返サレタル格言ナリ。然レドモ、眞理ハ常ニ新シ。請フ吾人ヲシテ、更ニ反復セシメヨ、「健全ナル精神ハ、健全ナル身體ニ宿ル」ト。

何ヲカ健全ナル精神トイフ。其徳操ノ高邁ナルヲイフナリ。其特守ノ堅固ナルヲイフナリ。其氣象ノ剛毅ナルヲイフナリ。其性情ノ皓潔ナルヲイフナリ。其思想ノ細緻ナルヲイフナリ。其抱負ノ遠大ナルヲイフナリ。其着歩ノ摯實ナルヲイフナリ。

借問ス。彼ノ苟且、姑息、儉安、逸遊、閑居シテ不善ヲ爲シ、其筋骨ヲ弛ブルノ徒、彼ノ氣息奄々トシテ、蒼顏蓬頭、藥石ト臥床トニ親ムノ輩、彼等果シテ能ク其徳操ノ高邁ナルヲ得ル乎。其特守ノ堅固ナルヲ得ル乎。其氣象ノ剛毅ナルヲ得ル乎。其性情ノ皓潔ナルヲ得ル乎。其思想ノ細緻ナルヲ得ル乎。其抱負ノ遠大ナルヲ得ル乎。其着歩ノ摯實ナルヲ得ル乎。

ソレ身健カナレバ、體胖ニ心廣ケノバ、コレ青天白日中ノ人、和風喜色多ク、鳥鵲且ツ好音アリ。聞ク所耳ニ適シ、見ル所目ニ適シ、四體皆適シ、百骸皆適ス。身健カナラザレバ、體苦ミ心愁フ。體苦ミ心愁フレバ、コレ暗雲陰雨中ノ人、獨目盡ク悲ミ、萬籟俱ニ哀ム。憂愁又憂愁、煩悶又煩悶、難ニ臨ンテ沮ミ、苦ニ遭ウテ怖レ、左顧シテ左ニ憚リ、右眄シテ右ニ躊躇ヒ、事アラバ即チ心悸シ魄駭ク、西哲曰ク、「健康ヲ伴ハザル生活ハ重荷ナリ」ト。蓋シ至言ナリトイフベシ。

新興國ノ青年、未來ノ支持者トシテ、國家ノ膨脹、發展ノ進運ニ資セントセバ、其氣宇須ク闊大ナルベク、其用意須ク周到ナルベシ。瘦癯瘠軀、氣息奄々タル者、曷ゾ能ク向上ノ一路ヲ邁往直進シ、斗大ノ膽ヲ以テ、幾千里ノ鐵門關ヲ打破シ、綽々トシテ餘裕アル事ヲ得ンヤ。

年壯ニシテ情實開ク。人生ノ危機正ニ此時ニアリ。徒ニ悠遊シテ日夕ヲ送レバ、志氣衰ヘ筋骨弛ブ、燕安苟且、不健全ノ空想ニ耽リ、不健全ノ冊子ヲ繙カバ、墮落ニ陥ラザラント欲ストモ豈ニ得ベケンヤ。

校課幾時、心ヲ潜メ意ヲ専ラニシテ、學ヲ講ジ理ヲ究メ、暇餘ハ則チ天高ク氣清キ處、體育運動ニ熱中シテ、其手腕ヲ鍛ヘ、其心膽ヲ鍊リ、歸リ來ツテ食卓ニ向ヘバ、百味口ニ媚ブ。燈ヲ剔ツテマタ裸業ニ從ヘバ、神澄ミ心爽ニシテ、義通ジ理明ナルベシ。而シテ後安ラカニ五體ヲ臥床ニ托スレバ、一夢圓カニシテ、曉起心身ノ豪快ナルヲ覺ユ。善ク勉メテ善ク遊ブトハ即チ是レナリ。

凡ソ人ノ精力ハ限り無キ能ハズ、終日兀坐シテ業ニ専ナレバ、精彈キ氣倦ミテ、昏々惺々タリ。故ニ躁進シテ顧ミザルハ、多ク中道ニシテ廢ス。然ラザルモ、一暴十寒ノ憾ナキモノ稀ナリ。家居兀坐、積ンデ習癖ヲ成セバ、マタ戸外ニ活潑ノ運動ヲ爲シテ、新鮮リ空氣ニ浴スルヲ欲セズ。紀律ナク秩序ナキ生活ハ、苟且ニ流レ、逸樂ニ傾キ、或ハ漫ニ雜書ヲ亂抽シテ、思慮駁雜歸一スル所ナキガ如キ、或ハ友侶相會シテ、無益輕佻ノ空論ニ夜ノ闌ナルヲ忘ル、ガ如キ、百弊競ヒ起リテ一利ノ見ルベキ無シ。吾人此ニ於テカ、善ク遊ブ者ニシテ始メテ善ク勉ムルヲ得、善ク勉ムル者ニシテ始メテ善ク遊ブヲ得ルヲ看取スルコトヲ得ベキナリ。

難ズル者アリ。曰ク古ノ學者夜ヲ以テ日ニ繼ギ、孜孜矻矻、體育運動ノ如キハ、之ヲ意ニ介セザルノ觀アリキ。而カモ、能ク名ヲ成シ業ヲ遂ゲヌ。志、學ニ一ナレバ、健康ノ事マタ深ク憂フルヲ須キズト。嗚呼、コレ何等ノ僻説ゾヤ。既ニ學ニ志ス。孜孜矻矻シテ勉ムベキハ、實ニ學徒ノ分ニシテ、固ヨリ古今ノ別ナキナリ。唯ダ古ノ學徒、良師ナキニ困ンテ、乃チ笈ヲ千里ノ遠キニ負ヒ、良書ナキニ苦ンデ、乃チ膏ヲ焚イテ之ヲ手寫シ、慘澹ノ工夫ヲ積ミテ、其志ヲ成サントセリ。然ルニ明治聖代ノ學生ハ、奎運ノ隆昌ナルニ會シ、學バント欲スレバ學輒チ講ズベク、讀マント欲スレバ書輒チ購フベシ。之ヲ昔時ニ比シテ、其便不便、霄壤モ霄ナラザ

ル也。時ヲ以テ校ニ登リ、時ヲ以テ校ヲ退キ、月ヲ重ネ歳ヲ重ネテ、累次梯級、一學校ヲ經テ一學校ニ入ル。宜シク着實ノ歩武ヲ進メテ、其業ヲ修メ其德ヲ養フト共ニ、其身體ヲ練リ、以テ總ノ才能ヲ開發シ、茲ニ智德兼ネ備ハリテ、體軀マタ健全ニ、眞個國家有用ノ人材ヲランコトヲ期待スベキナリ。

古ノ學徒、苦學彼ノ如シ。而モ其苦學スルニ當リテヤ、或ハ長途ヲ涉リテ通學ノ歩ヲ運ビ、或ハ身ヲ投シテ薪水ノ勞ニ從ヒ、或ハ武技ヲ練リ、武事ヲ習フ。名ハ體育運動トイハザレド、實ハ體育運動ナリ。今日聖代ノ澤、學術盛ヲ致シ、體育ノ技マタ發達シテ、多方多種ナルアリ。各般ノ運動、以テ神ヲ暢ベ心ヲ怡ムベシ。何ヲ苦ンデカ、濫ニ其成業ヲ急ギ、其健康ヲ害フリ愚ヲ演ズベケンヤ。假令、萬卷ノ書ヲ讀破シテ、才能衆ニ傑出センモ、病軀常ニ褥中ノ人タラバ、胸裡ノ蘊蓄、畢竟何ノ施ス所ゾ。不幸ニシテ夭折ノ事アラバ、終世ノ遺憾、將タ譬フルニ物ナカラン。螢雪業遂ゲテ、社會ニ立ツ。其活手腕ハコレヨリ揮ハルベキナリ。有用ノ材ニシテ用ヲ爲サズトセバ、豈ニ唯一個人ノ恨事ナルノミナランヤ。實ニ是レ國家ノ損失ナリ。由來、日本人ノ短所ハ、事ヲ爲スニ急進的ニシテ、永續のナラザルニ存ス。永續の事業ハ、健全ナル身體ニヨリテ、始メテ之レヲ成スヲ得ベシ。根幹強カラザレバ、枝葉ノ繁茂ヲ見ル能ハズ。吾人ハ、先ズ其根幹ニ留心センコトヲ祈ルモノ也。若シ夫レ、只管、一室ニ籠居シテ、研學讀書、夜ヲ以テ晷ニ繼ギ、久シキニ彌リテ、毫モ疲憊セズ、體軀健カニシテ、雄心磊々、爲スニ足ルベキ者アラバ、蓋シ尋常度外ノ人、吾人ノ論ズル所ニ非ズトセンノミ。悠遊兀坐、安ヲ偷ミテ猥雜ノ書ニ親ミ、好ンデ無益ノ空想ニ耽リ、神經衰弱シテ、顔面蒼白ナルノ徒ヲ目シ、以テ學ニ勉ムル者ト爲サンハ、吾人ノ噴飯ニ堪ヘザル所ナリ。

難者或ハ曰ク、運動ノ必要ハ之ヲ認ム、其弊アルヲ奈何ニセント。嗚呼、誤レルカナ難者ノ言ヤ。物何處ニカ利ノミアツテ、弊ナキモノアラン。況ンヤ謂フ所ノ運動ノ弊ハ、是レ運動ノ弊ニ非ズシテ、運動ニ伴フノ弊タルニ他ナラザ

ルヲヤ。運動ニ伴フノ弊ガ、其裁制ナキヨリ起ルコト、恰モ學問ノ弊ガ、其裁制ナキヨリ起ルガ如シ。滋味モ食フ事ニ過グレバ、則チ病ヲ醸シ、良藥モ服スル事、量ヲ越ユレバ、則チ生ヲ損ス。病ヲ醸シ、生ヲ損スルハ、決シテ滋味ト良藥トノ罪ニ非ラザルナリ。運動ニ熱中シテ、學問ヲ拋擲スルガ如キハ、固ヨリ不可ナリ。運動既ニ終リ、猶其同伴ト共ニ、時ヲ移シテ嬉戲スルガ如キモ固ヨリ不可ナリ。而カモ、此等ハ一ツモ必然的ノモノニ非ズ。皆コレ裁制宜シキニ適ハバ、優ニ避ケラルベキノ弊タルノミ。

若シ夫レ、避ケ得ラルベキノ弊ニ恐レテ、爲サマルベカラザルノ事ヲ閑却ス。誰カ之ヲ智者ナリトセン。若クハ、言ヲ爲シテ或種ノ運動ヲ危險ナリトイフ。果シテ然ルカ。青春ノ血氣内ニ滿ツルノ時、其體驅ヲ鍛ヘ、其鬱屈ヲ暢フ。運動ノ活潑勇壯ナルハ、固ヨリ自然ノ數ニ屬ス。況ンヤ運動ヲ以テ、獨リ娛樂ノ技トスルニ止メズシテ、心膽ヲ練リ、元氣ヲ作興スルノ料ニ供セントスルニ於テ、大丈夫ノ運動タルベキヤ、論ズル迄モナカラン。無謀ノ舉ニ出デテ、無謀ノ事ヲ爲サバ、危險ナルベシ。苟モ監督者ノ監督ト、演技者ヲ熟練ト注意トダニアラバ、豈ニ危險ヲ憂フルヲ要センヤ。敢テ問フ、危險ヲ恐レテ、柔弱ナル運動ヲ爲サシムルト、避ケ得ベキ危險ヲ冒シテ、勇壯ナル運動ヲ爲サシムルト、其青年者ノ精神及ビ身體ニ及ボス趣味、及ビ効果ノ差如何ト。此ノ如ク、運動ニ伴フ弊ハ、皆避ケ得易キ弊ナリ。況ンヤ、裁制監督ノ任、繫ツテ師父長上ニアリ。其裁制スベキモノヲ裁制シ、其監督スベキモノヲ監督シ、青年ノ年齒ト健康ト心性ト技能トニ致ヘテ、選擇推獎宜シキニ適フアラバ、運動ノ好问好果、實ニ意想以上ニ在ルベキ也。吾人ハ切ニ、彼ノ一知半解者流ノ姑息觀ヲ憫ムモノナリ。

運動ハ身體ヲシテ健全ナラシメ、妄念ヲシテ起ラザラシメ、精神ヲシテ高潔ナラシム。而カモ、尚一步ヲ進メテ、運動ソレ自ラガ、精神ノ修養工夫ト、相須ツノ甚深多大ナルモノアルヲ悟了セズンバ、未タ運動ノ要諦ヲ領解シタリト稱スベカラザル也。

體操ノ目的シ其効果ノ如キハ、既ニ衆人ノ知

悉スル所、茲ニ事新ク絮説スルノ煩ヲ避ケベシト雖モ、吾人ハ、試ニコレヲ諸種ノ運動競技ニ檢スルノ、要ナルヲ確信スルモノナリ。ソレ野毬技トイヒ、庭毬技トイヒ、操艇技トイヒ、武術トイヒ、競走トイフ。苟モ技ヲ闘シテ敵ト相見ル、機微ヲ倏忽ニ察スルニ非ズンバ、能ク勝ヲ制スルコト能ハザルナリ。神算ヲ利那ニ運スニ非ズンバ、能ク利ヲ占ムルコト能ハザルナリ。大敵ニ向ツテ怖レズ、從容自若タルニ非ズンバ可ナラザルナリ。小敵ニ會ウテ侮ラズ、用意周到ナルニ非ズンバ、可ナラザルナリ。殊ニ、團體ノ競技ニ至リテハ、各員部署ノ定レルアリ。其職分ヲ盡シテ、其責任ヲ重ンジ、善ク他ヲ輔ケテ他ヲ妨ゲズ、常ニ團體ノ一員タルヲ忘レズシテ、時ニ臨ンデハ、ソガ犠牲タルヲ辭セズ、個々ノ技倆ヲ發揮シテ、而カモ、統一スル所アラシメ、全體ノ意志ヲ體得シテ、首尾相應ズルコト、宛モ常山ノ蛇ノ如クナラズンバ、團體トシテ行動ノ一致ヲ缺キ、支離滅裂、竟ニ、悲惨ナル運命ヲ招致スルヲ自覺セズンバアルベカラザル也。彼ノ兩軍相對シテ、開戦ノ令下ルヤ、龍驤虎鬪、熱毬走り、營ヲ衝キ壘ヲ守ル野毬ノ技、砲聲耳朶ヲ破ツテ、萬衆ノ視線盡ク艇ニ向ヒ、水烟雪ノ如ク、漕調轉タ急ニ、力漕又力漕、突進又突進、勝ヲ波上ニ争フ操艇ノ技、此等ハ眞ニ丈夫ノ團體運動トシテ、嚴ニ一致ノ行動ヲ執ラザルベカラザルモノ、獨リ勇壯ノ技タルニ止ラズ、其國家ノ觀念ヲ養フニ於テ、究竟ナル運動タルハ、吾人ガ前述スル所ニヨリテ直ニ首肯セラレザルベカラズ。彼ノ壯快ニシテ、趣味饒ナル庭毬ノ技ハ、代ル代ル多人數ニヨリテ、競技セラルベキト、年齒、體質ノ如何ニ論ナク、概ネ通ジテ行ハルベキトニヨリテ、亦タ大ニ推獎セラルベキモノ、輕裝、場ニ立ツテ毬ヲ打テバ、清風徐ニ來ツテ面ヲ拂フ、彼挑ミ我答ヘ、虛實ノ妙ヲ極メテ、ソゾロニ忘我ノ境ニ入ル、蓋シコレ家庭ノ運動トシテ、最モ適當ナリトイフベシ。去ツテ我國固有ノ武術ニ觀シカ。劍術アリ。馬術アリ。弓術アリ。皆武士道ノ精華ヲ蓄ヘテ、廉恥豪毅ノ氣魄ヲ振起セシメ、尚武國民ノ須ク習得スベキ所、水上技タル泗水術ハ操艇術ト共ニ、海國男子ノ知ラザルヲ恥ヅベ

キモノ、其膽力ヲ練リ、其元氣ヲ振興シ、以テ國家ノ事、一身ノ變ニ備フベキハ、固ヨリ言フヲ待タズ。青紫黄緑、彩帽齊シク出發線上ニ列シテ、號音聲裡躍進シテ出ヅ。地ヲ蹴リ風ヲ起シ、鐵脚駛セテ飛鳥ノ如ク、決勝點ニ入ツテ、先ヅ肩ヲ聳スモノハ、青カ紫カ、將黄カ緑カ、競走マタ是レ逸スベカラザル好運動ノ一、遠足運動ニ至リテハ、競技運動ニ非ズト雖モ、或山ヲ跋ミ水ヲ涉リ、飽マデ天寶ノ佳景ヲ賞シテ、大ニ浩然ノ氣ヲ養フニ足ル。運動ノ多趣多益ナル、夫レ此ノ如シ。斯ノ如クニシテ、常ニ紀律アル運動ニ從ハバ、鍛鍊ノ齋ス所、徳操自ラ高邁ニ、持守自ラ堅固ニ、氣象自ラ豪毅ニ、性情自ラ皓潔ニ、思想自ラ細緻ニ、抱負自ラ遠大ニ、着歩自ラ摯實ナルヲ得ベキハ、亦實ニ諷フベカラザルノ事實タルヲ想見スベキ也。而カモ、此間、別ニ一味言フ能ハザル靈機妙用アリテ、精神ノ修養工夫ニ資スルコト、甚深夥大ナルモノアルハ、善ク運動ノ消息ニ通ズル者ニシテ、始メテ之ヲ曉得スベケン。

上來、略ボ運動ノ獎勵セラレザルベカラザル所以ヲ述ベテ、之ニ關スル誤解ヲ破リ、各種運動ノ實益ト趣味トヲ説キ、運用ノ宜シキニ從ヒテ、精神ノ修養上、甚深夥大ナル効果アルコトヲ論セリ。吾人ガ、現ニ幾多ノ學生ニ就キテ目睹スル所ニヨルモ、運動技巧拙ノ度ハ、正シク智徳發達ノ度ト正比例ス。蓋シコレ固ヨリ然ル可クシテ、然ラザルベカラザルノ理アレバ也。暴慢倨傲自ラ處シ、學ヲ懈リ行ヲ汚シテ、運動家ト稱スルモノハ、是レ似而非運動家ニシテ、眞ノ運動家ニ非ザルナリ。サレバ運動家タルモノハ、審ニコレヲ思ヒ、決シテ其ノ面目ヲ損ゼザランコトニ留意セザルベカラズ。社會モ亦タ明ニ是非ヲ甄別シ、國家百年ノ大計ノ爲ニ、誠心以テ體育運動ノ隆盛ヲ圖ラザルベカラザルナリ。

熟ラ我帝國現下ノ状態ニ鑑ミ、推シテ將來ノ進運ニ及ベバ、新興國未來ノ支持者トシテ、今日ノ青年ガ負フベキ責任ヤ、實ニ至重至大ナルモノアリ。希クハ諸子ノ徳性ヲ涵養シ、諸子ノ智識ヲ切磋スルト共ニ、務メテ心ヲ運動ニ傾ケ、諸子ノ身體ヲ壯健ニシ、深く其精神ヲ修養シ、

偉大ナル人格ヲ作り、眞摯着實ノ歩ヲ進メ、剛毅高潔ノ氣象ヲ以テ、國家永遠ノ富強ニ資センコト、是レ吾人ノ熱望シテ止マザル所ナリ。余社會ノ時潮ト青年ノ風尚トニ就キテ深ク感ズル所アリ。因テ體育論一篇ヲ作ル⁴¹⁾。

付 記

引用史料の表記はなるべく原史料にもとづいたが、漢字については一部新字体を用いた。また引用文中の下線は筆者が強調のために付したものである。

なお、本研究の一部は1995年11月に市邨学園短期大学での東海体育学会第43回大会で発表したものである。

注釈及び引用・参考史料

- 1) 秦真人「日比野寛のスポーツ競技観についての一考察」『総合保健体育科学第18巻第1号』1995(平成7)年、名古屋大学総合保健体育科学センター、pp.45～57.
- 2) 木村吉次「日比野寛の体育論と体育経営」『中京体育学論叢 第十一巻第1・2合併号』1969(昭和44)年、中京大学学術研究会、pp.199～227.
- 3) 同上、pp.216～218
- 4) 日比野寛「体育要論」『學林第53号』1901(明治34)年、pp.158～160
- 5) 日比野寛「運動及び競技」『學林第65号』1907(明治40)年、pp.1～6
- 6) 大久保利謙編「明治廿二年一月廿八日子爵森文部大臣文部省ニ於テ直轄學校長當ヘ説示ノ要旨」『森有禮全集第一巻』1972(昭和47)年、宣文堂書店、p.663
- 7) 教育ニ関スル勅語
朕惟フ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ知能ヲ啓發シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ広メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン
斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外

ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ舉々服膺シテ咸其德
ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治廿三年十月三十日

御名御璽

(下線は臣道論と対比するため筆者が付したものである) 松本賢治他『原典近代教育史』1962(昭和37)年、福村書店、pp.104-105

- 8) 大久保、前掲書「十一 兵式體操に關する建言案」p.349
- 9) 同上、又後年の日比野寛の論説を以下に参照。
「軍隊的訓練あるも身體の出來て居ない者は、軍隊的訓練なども身體の出來て居る者に比べて遙かに劣つて居るのである。體育のない國防充實は洞喝にはなつても持久的實戦には役立たぬ。國防充實と體育と、兩者相倚り相助けて國家の悠久の生命を維持し得るものなる事かくの如く明かである。吾人は國防を愈々充實せしめんが爲めに、更に大いに體育を重視しなければならぬ。人多く國防充實を問題にするが、體育の方面を等閑に附し易いのを見て敢て數言を費した次第である。」『體育と國防充實』『體育と競技 第4巻第8号』1926(大正14)年、p.6
- 10) 秦「日比野寛のスポーツ競技觀に關する一考察」、前掲書、p.45、ならびに、日比野讓「おやじ(26)日比野寛マラソン人生一」『朝日ジャーナル』1964(昭和39)年、pp.60～62.参照
- 11) 「日比野中學校長の管理談」『扶桑新聞第3726号』1889(明治32)年10月27日から『扶桑新聞第3732号』同年11月2日までの五回の連載及び「中學管理談」『學林第50号』、1900(明治33)年、pp.105～123)の中で見る事ができる。
- 12) 「日本臣道新論」『扶桑新聞第3885号』1900(明治33)年5月10日付
- 13) 昭和4年2月1日におこなわれた『日本臣道論』英訳出版記念祝賀會席上における挨拶。『名古屋新聞』1929(昭和4)年2月15日付
- 14) 「統日本臣道新論」『學林第50号』1900(明治33)年、pp.176～179
- 15) 「忠孝本論」『學林第51号』1900(明治33)年、pp.1～4
- 16) 「夫婦の和」『學林第52号』1901(明治34)年、pp.1～4
- 17) 「博愛」『學林第53号』1901(明治34)年、pp.1～4
- 18) 「朋友の信」「兄弟の友」「恭儉」「義勇」「習業」『學林第54号』1902(明治35)年、pp.1～19
- 19) 「智能の啓発」「徳器の成就」「公益」「世務」『學林第55号』1902(明治35)年、pp.1～13
- 20) 「國憲」「億兆の心」「濟美」「修學」「國体の精華」『學林第56号』1903(明治36)年、pp.1～20
- 21) 「國法」「教育の淵源」「肇國」「樹徳」「皇運」『學林第57号』1903(明治36)年、pp.1～20
- 22) 「斯道」「忠」「孝」「日本帝国の臣道」『學林第58号』1904(明治37)年、pp.1～18、この他に、臣道論に

關連する論説は以下の通りである。

- 「臣道唱歌」『學林第56号』(明治36年)
- 「日本帝国」「日本臣民」「愛國心」『學林第59号』(明治37年)
- 「日本臣民の心事」『學林第60号』(明治38年)
- 「我民族精神」『學林第66号』(明治41年)
- 「日本臣民道德の根本義」『學林第68号』(明治42年)
- 「我が帝國の臣民」『學林第74号』(大正元年)
- 「明治天皇」「乃木大将」『學林第75号』(大正元年)
- 「日本の臣道を提唱する」『學林第79号』(大正4年)
- 23) 「育英三十年一日比野寛翁一夕話第十三回」『名古屋新聞』1929(昭和4)年2月15日付
- 24) 「日本臣道新論」『學林第50号』1900(明治33)年、pp.3～4、及び『扶桑新聞第3885号』1900(明治33)年5月10日付
- 25) 「統日本臣道新論」『學林第50号』同上 pp.176～179
- 26) 「育英三十年一日比野寛翁一夕話第十四回」『名古屋新聞』1929(昭和4)年2月16日付
- 27) 「運動及び運動競技に關する注意」『學林第68号』1909(明治42)年7月15日、pp.233～235
- 28) 同上
- 29) 秦、「日比野寛のスポーツ競技觀に關する一考察」前掲書、p.51
- 30) 「運動世界の學生」『學林第51号』1900(明治33)年、p.56
- 31) 「運動及び競技」『學林第65号』1907(明治40)年、p.1
- 32) 「運動の隠れたる實益」『學林第66号』1908(明治41)年、p.10
- 33) 「運動と學生」『學林第71号』1910(明治43)年、pp.1～4
- 34) 「集注力の養成」『學林第72号』1911(明治44)年、p.4
- 35) 「青年學生の勉と動」『學林第76号』1913(大正2)年、p.4
- 36) 「體力と學力の並進」『學林第83号』1917(大正6)年、p.1
- 37) 「運動と學生」『學林第71号』1910(明治43)年、pp.2～3
- 38) 「體育の實行」『學林第85号』1919(大正7)年、pp.64～65
- 39) 岸野雄三「IV 體育とスポーツの歴史(2) 日本の體育の發展」日本體育学会編『保健・體育學講座 V—體育學2—』1961(昭和36)年、杏林書院、pp.389～390.
- 40) 木村吉次「日比野寛の『運動主義』について」『體育學研究第12巻第5号』p.175
- 41) 「東海五縣聯合第五回野毬大會誌」『學林第65号』1907(明治40)年、卷末 pp.1～8

(1995年12月4日受付)